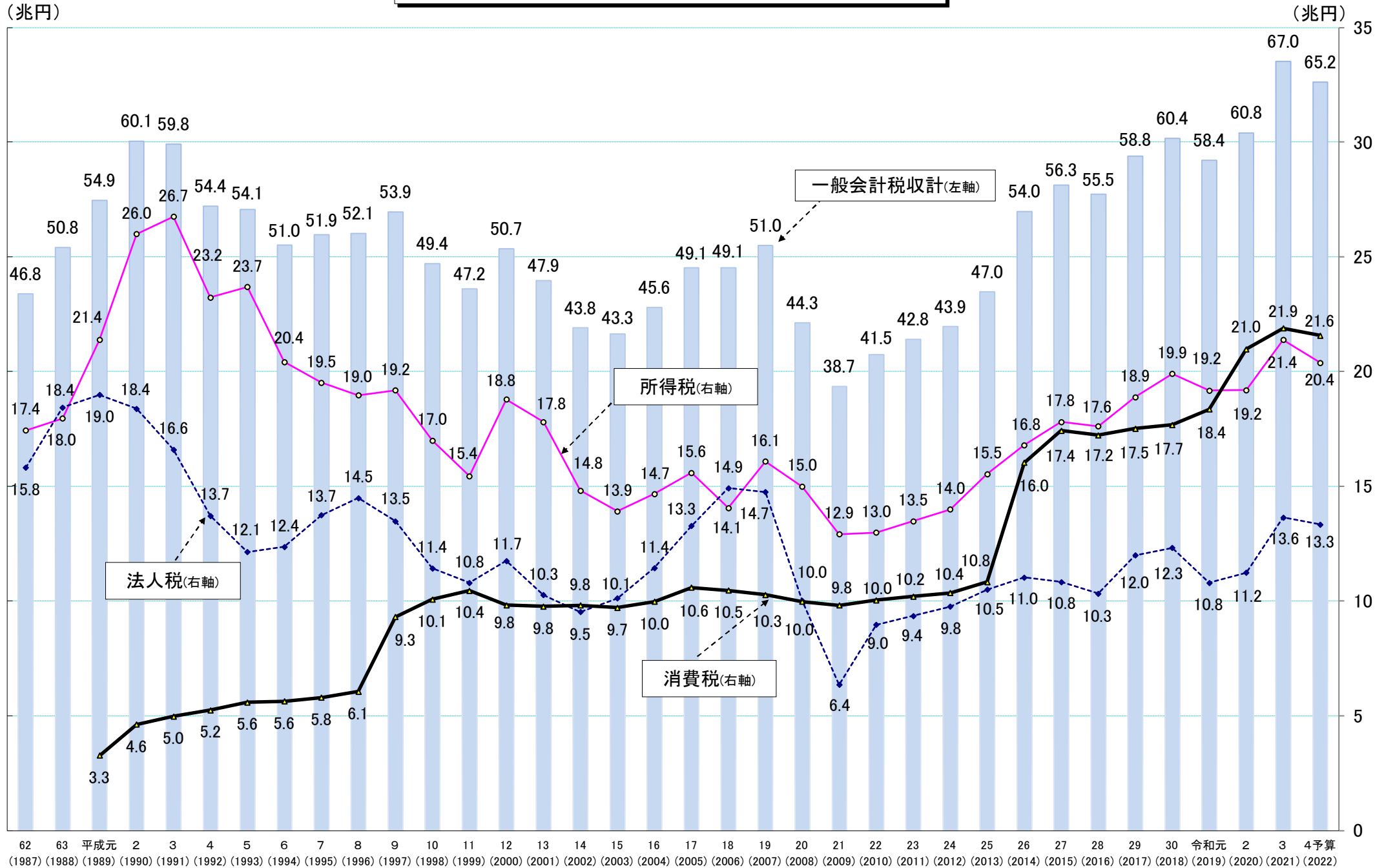


参 考 資 料

〔法人課税〕

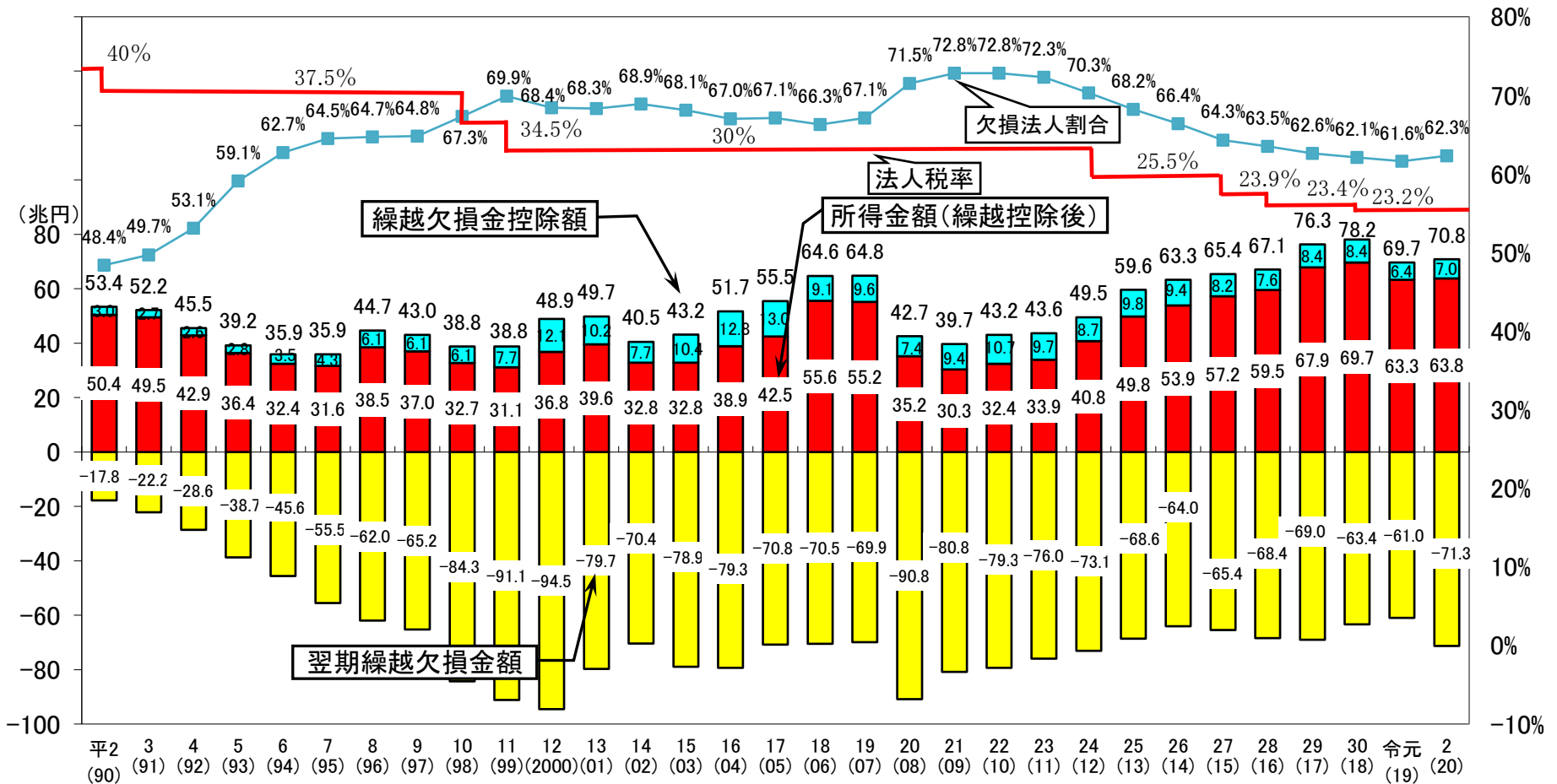
令和 4 年 10 月 12 日（水）
財 務 省

一般会計税収の推移



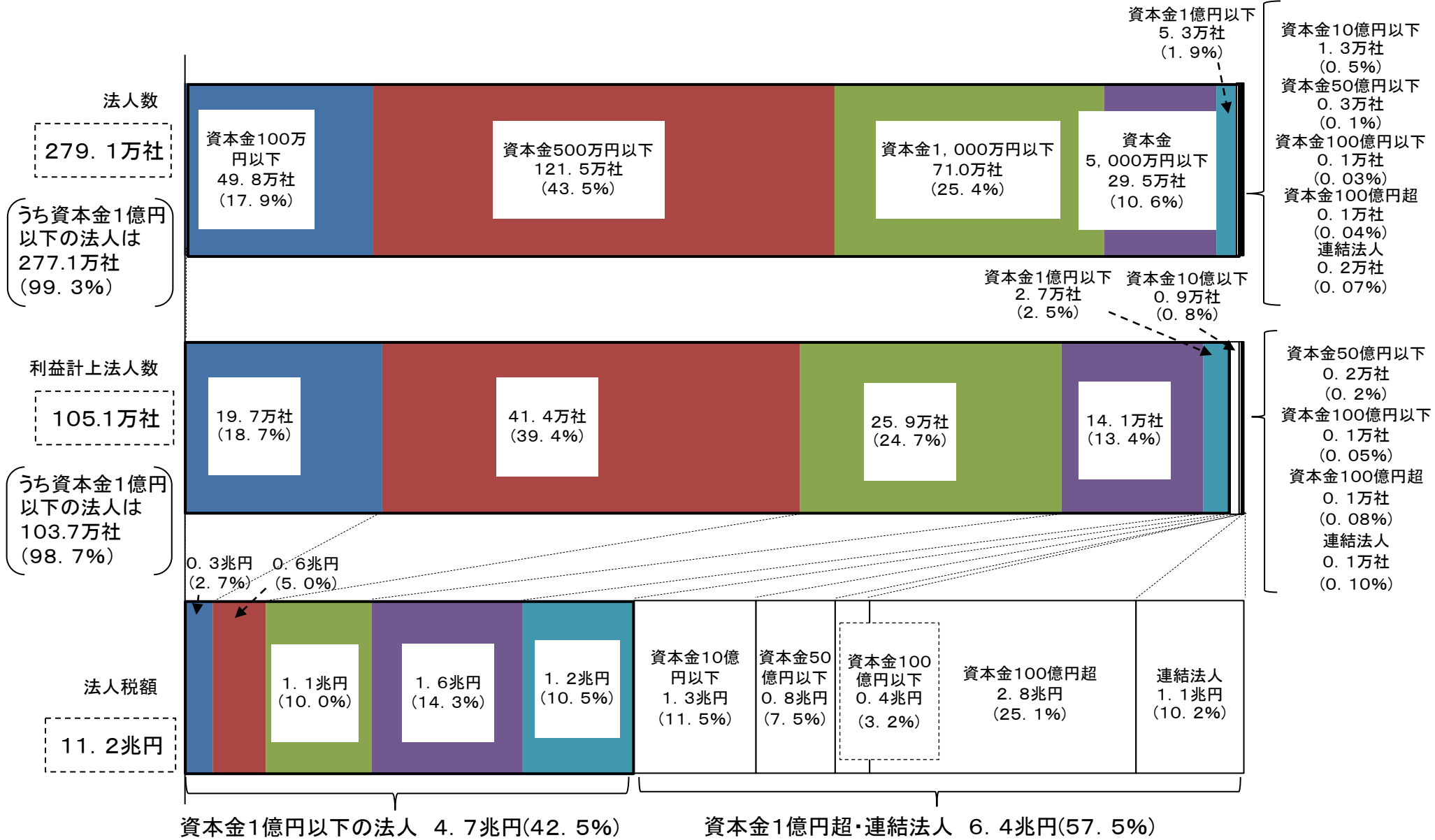
所得金額と繰越欠損金額の推移

- 欠損法人割合は平成10年度以降60%台後半で推移。リーマンショック後は70%超で推移していたが、平成25年度から令和2年度まで60%台で推移。
- 毎年7兆円前後が所得から控除されている。累積欠損金額は令和2年度末で71兆円。



(備考) 平成17年度分以前は各年の2月1日から翌年の1月31日まで、平成18年度分以降は各年の4月1日から翌年の3月31日までの間に終了した事業年度を対象期間としている。
 (出所) 「会社基本調査」(国税庁)

資本階級別法人数、利益計上法人数、法人税額(国税)(令和2年度)



(出所)「会社標本調査(令和2年度分)」(国税庁)

租税特別措置の適用実態

研究開発税制		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
全体		12,703件	12,527件	12,287件	12,262件	11,956件	10,241件	9,726件	9,230件
		6,240億円	6,746億円	6,158億円	5,926億円	6,660億円	6,216億円	5,574億円	5,053億円
	大法人	4,224件	4,131件	4,010件	3,980件	3,561件	3,141件	2,905件	2,761件
		5,918億円	6,381億円	5,769億円	5,555億円	6,253億円	5,796億円	5,182億円	4,708億円
中小法人等		8,479件	8,396件	8,277件	8,282件	8,395件	7,100件	6,821件	6,469件
		322億円	365億円	389億円	371億円	407億円	420億円	392億円	344億円

賃上げ・投資促進税制（所得拡大促進税制）		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
全体		10,874件	78,261件	90,594件	99,134件	120,977件	131,201件	129,831件	99,355件
		420億円	2,478億円	2,774億円	3,184億円	3,849億円	3,525億円	2,289億円	1,650億円
	大法人	1,009件	4,075件	3,980件	3,787件	3,645件	2,712件	1,802件	1,114件
		288億円	1,688億円	1,724億円	1,880億円	2,034億円	1,545億円	923億円	620億円
中小法人等		9,865件	74,186件	86,614件	95,347件	117,332件	128,489件	128,029件	98,241件
		132億円	790億円	1,050億円	1,304億円	1,815億円	1,980億円	1,366億円	1,031億円

中小企業投資促進税制		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
全体		50,830件	61,538件	63,342件	73,705件	67,035件	54,634件	53,930件	49,060件
		611億円	761億円	825億円	1,182億円	883億円	573億円	551億円	462億円
	特別償却	27,847件	31,728件	30,688件	38,939件	34,548件	26,323件	25,591件	22,894件
		462億円	547億円	571億円	907億円	653億円	387億円	367億円	300億円
税額控除		22,983件	29,810件	32,654件	34,766	32,487	28,311件	28,339件	26,166件
		149億円	214億円	254億円	275億円	230億円	186億円	183億円	163億円

中小企業経営強化税制		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
全体						14,143件	26,469件	26,159件	23,079件
						619億円	1,063億円	975億円	768億円
	特別償却					10,752件	18,613件	17,325件	15,742件
					550億円	922億円	836億円	672億円	
税額控除						3,391件	7,856件	8,834件	7,337件
						69億円	141億円	139億円	96億円

(注1) 減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における法人税関係特別措置の適用実態調査結果を基に、一定の前提を置いて試算を行っている。

(注2) 計数については、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

中小法人課税（概要）

<中小法人（資本金1億円以下）向けの税制>

1. 軽減税率	所得800万円以下の部分について、税率19%。さらに、時限的に税率15%（租特法）
2. 貸倒引当金	貸倒引当金を一定の限度額の範囲内で損金算入可
3. 欠損金関係	① 欠損金繰越控除について、所得金額の100%まで損金算入可 ② 欠損金繰戻還付（1年間）が可
4. 留保金課税	特定同族会社に対して課される留保金課税の適用除外
5. 租税特別措置	① 研究開発税制：一般型の税額控除率 ② 中小企業における賃上げ促進税制（旧称：所得拡大促進税制） ③ 中小企業投資促進税制 ④ 中小企業経営強化税制 ⑤ 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度（BCP） ⑥ 中小企業事業再編投資損失準備金制度 ⑦ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

※ 中小法人向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得（過去3年間平均）が15億円以下であることが必要（平成31年4月より適用）。

協同組合等課税（概要）

＜協同組合等向けの税制＞

(注) 協同組合等： 農業協同組合（中央会を除く）、中小企業等協同組合、消費生活協同組合、信用金庫など(法人税法別表第三に列挙)

1. 軽減税率	税率19%（法人税法）。さらに、所得800万円以下の部分について、時限的に税率15%（租特法）(注)
2. 事業分量配当	事業分量配当（組合員に対する、組合事業の利用分量に応じた分配金）の損金算入可（法人税法）
3. 貸倒引当金	中小法人と同様に、貸倒引当金を一定の限度額の範囲内で損金算入可（法人税法） 【令元改正：公益法人等向けの措置として、時限的に引当金の繰入限度額を10%上乘せする措置について、適用期限（平成30年度末）の到来をもって廃止。令和元年度以後に開始する各事業年度について、5年間で割増率を2%ずつ段階的に引き下げる経過措置が講じられている（租特法）】
4. 欠損金関係	① 中小法人と同様に、欠損金繰越控除について、所得金額の100%まで損金算入可（法人税法） ② 中小法人と同様に、欠損金繰戻還付（1年間）が可（法人税法）
5. 政策減税	① 農業協同組合など一定の協同組合等は、中小法人向けの政策減税の対象（租特法） ② 協同組合等の連合会等への普通出資に係る配当については、出資比率に関わらず益金不算入割合を一律50%とする特例（租特法）

(注) 特定の協同組合等は、店舗売上高が年1,000億円以上等の場合は、所得10億円超の部分について税率22%（租特法）

公益法人等課税（概要）

＜公益法人等向けの税制＞

(注) 公益法人等: 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人(非営利型)、学校法人、社会福祉法人など

(法人税法別表第二に列挙。なお、特定非営利活動法人などは、法人税法以外の法律で公益法人等とみなされる)

1. 課税対象	収益事業のみ
2. 税率	① 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人(非営利型)など 所得800万円以下の部分について、税率19%(法人税法)。さらに、時限的に税率15%(租特法) ② ①以外の公益法人等 税率19%(法人税法)。さらに、所得800万円以下の部分について、時限的に税率15%(租特法)
3. 寄附金	収益事業から生じる利益を非収益事業に支出した場合、寄附金とみなして、一定の限度額の範囲内で損金算入可(法人税法) (注1) 一般社団・財団法人(非営利型)等を除く。特定非営利活動法人は、認定を受けたものに限る。 (注2) 不正経理など隠蔽又は仮装があった場合には、みなし寄附金制度は不適用とする。
4. 貸倒引当金	中小法人と同様に、貸倒引当金を一定の限度額の範囲内で損金算入可(法人税法) 公益法人等向けの措置として、時限的に引当金の繰入限度額を10%上乘せする措置については、適用期限(平成30年度末)の到来をもって廃止し、令和元年度以後に開始する各事業年度について、5年間で割増率を2%ずつ段階的に引き下げる経過措置を講ずる(租特法)
5. 欠損金関係	① 中小法人と同様に、欠損金繰越控除について、所得金額の100%まで損金算入可(法人税法) ② 中小法人と同様に、欠損金繰戻還付(1年間)が可(法人税法)

公益法人などの主な課税の取扱い

	公益社団法人 公益財団法人	学 校 法 人 更生保護法人 社会福祉法人	宗 教 法 人 独立行政法人 日本赤十字社 等	認定NPO法人 特例認定NPO法人	非営利型の 一般社団法人 一般財団法人(注1) NPO法人	一般社団法人 一般財団法人
根拠法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	私立学校法 更生保護事業法 社会福祉法	宗教法人法 独立行政法人通則法 日本赤十字社法 等	特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (法人税法) 特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
課税対象	収益事業から生じた所得にのみ課税 ただし、公益目的事業に該当するものは非課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	全ての所得に対して課税
みなし寄附金 (注2) ※損金算入限度額	あり ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②みなし寄附金額のうち公益目的事業の実施に必要な金額	あり ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②年200万円	あり ※所得金額の20%	あり (特例認定NPO法人は適用なし) ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②年200万円	なし	なし
法人税率 (所得年800万円までの税率)(注3)	23.2% (15%)	19% (15%)	19% (15%)	23.2% (15%)	23.2% (15%)	23.2% (15%)
寄附者に対する優遇 (注4)	あり	あり	あり (宗教法人等を除く)	あり	—	—

(注1) 非営利型の一般社団法人・一般財団法人：①非営利性が徹底された法人、②共益的活動を目的とする法人

(注2) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業（公益社団法人及び公益財団法人にあっては「公益目的事業」、認定NPO法人にあっては「特定非営利活動事業」）のために支出した金額（事実を隠蔽し又は仮装して経理することにより支出した金額を除く。）について寄附金の額とみなして、寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入

(注3) 平成24年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用される税率

(注4) 特定公益増進法人に対する寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額まで損金算入
一般寄附金の損金算入限度額：(資本金等の額(注5)の0.25%+所得金額の2.5%)×1/4

特別損金算入限度額：(資本金等の額(注5)の0.375%+所得金額の6.25%)×1/2

(注5) 令和4年4月1日以後開始する事業年度においては、資本金及び資本準備金の額

連結納税制度のグループ通算制度への移行

連結納税制度は、企業グループ内の個々の法人の損益を通算するなど、グループ全体を一つの納税主体と捉えて課税する制度。制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえ、損益通算の基本的な枠組みは維持しつつ、企業の事務負担の軽減等の観点から簡素化等の見直しを行う。

◆ 個別申告方式

- 企業グループ全体を一つの納税単位とし、一体として計算した法人税額等を親法人が申告する現行制度に代えて、各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行う。

◆ 損益通算・税額調整等

- 欠損法人の欠損金額を所得法人の所得金額と損益通算する。
- 研究開発税制及び外国税額控除については、企業経営の実態を踏まえ、現行制度と同様、グループ全体で税額控除額を計算する。

◆ 組織再編税制との整合性

- 開始・加入時の時価評価課税・欠損金の持込み等について組織再編税制と整合性が取れた制度とし、通算グループの開始・加入時の時価評価課税や繰越欠損金切り捨ての対象を縮小する。

◆ 親法人の適用開始前の欠損金の取扱い

- 親法人も子法人と同様、グループ通算制度の適用開始前の繰越欠損金を自己の所得の範囲内でのみ控除する。

◆ 中小法人判定の適正化

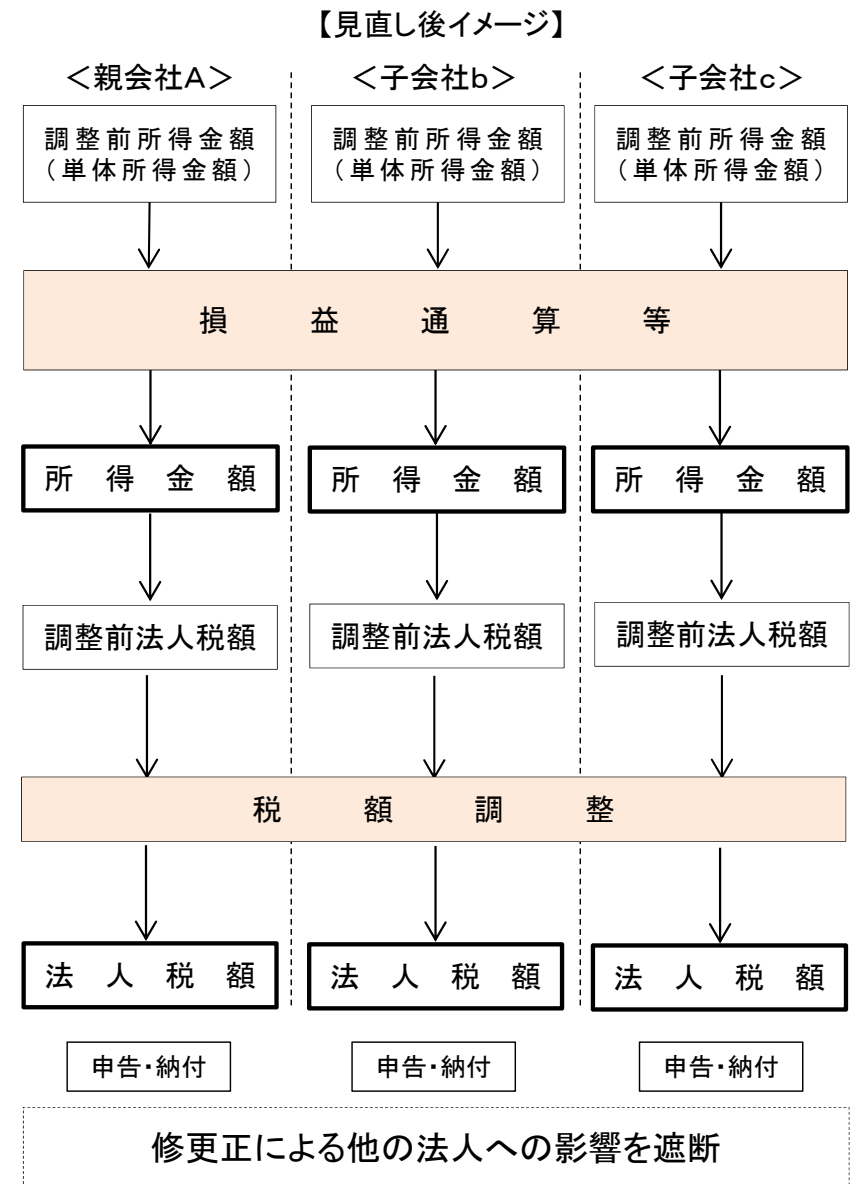
- 通算グループ内に大法人がある場合には中小法人特例を適用しない。

◆ 地方税

- 現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて、所要の措置を講ずる。

◆ 適用時期

- 企業における準備等を考慮し、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。



組織再編成に係る税制

1. 組織再編成の当事者である法人の課税の取扱い

- ✓ 資産が移転する際にはその移転資産の譲渡損益に課税するのが原則。
- ✓ 組織再編成（合併、分割、現物出資、現物分配）についても同様。
- ✓ ただし、組織再編成により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更がない、すなわち「移転資産に対する支配が再編成後も継続している」と認められる場合は移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べる、との考え方にに基づき、次の組織再編成で、対価として合併法人等の株式のみの交付（※）をする場合には、適格組織再編成として課税繰延べ（株式交換等及び株式移転については、非適格の場合に時価評価課税）。

※ 合併、分割及び株式交換については、合併法人、分割承継法人又は株式交換完全親法人の100%親法人の株式のみの交付を含む。

※ 持株割合3分の2以上の関係法人間の合併又は株式交換については、対価の制限なし。

※ 無対価の組織再編成についても、一定の場合には課税繰延べ。

	企業グループ内の組織再編成	共同事業を行うための組織再編成	独立して事業を行うための分割・株式分配（スピンオフ）
適 格 要 件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 100%関係の法人間で行う組織再編成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 100%関係の継続 ○ 50%超関係の法人間で行う組織再編成 <ul style="list-style-type: none"> ① 50%超関係の継続 ② 主要な資産・負債の移転 ③ 移転事業従業者の概ね 80%が移転先業務に従事（株式交換等・株式移転の場合は完全子法人の従業者の継続従事） ④ 移転事業の継続（株式交換等・株式移転の場合は完全子法人の事業の継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業の関連性があること ② (イ) 事業規模（売上、従業員、資本金等）が概ね5倍以内 又は (ロ) 特定役員への就任（株式交換・株式移転の場合は完全子法人の特定役員の継続） ③ 左の②～④ ④ 支配株主（分社型分割・現物出資の場合は分割法人・現物出資法人）による対価株式の継続保有 ⑤ 関係の継続（株式交換・株式移転のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 他の者による支配関係がないことの継続 ② 特定役員への就任（株式分配の場合は完全子法人の特定役員の継続） ③ 主要な資産・負債の移転 ④ 移転事業従業者の概ね 80%が移転先業務に従事（株式分配の場合は完全子法人の従業者の継続従事） ⑤ 移転事業の継続（株式分配の場合は完全子法人の事業の継続）

2. 株主の課税の取扱い

株主が、合併法人等の株式のみの交付（※1）を受けた場合は、旧株の譲渡損益課税を繰延べ。（※2）

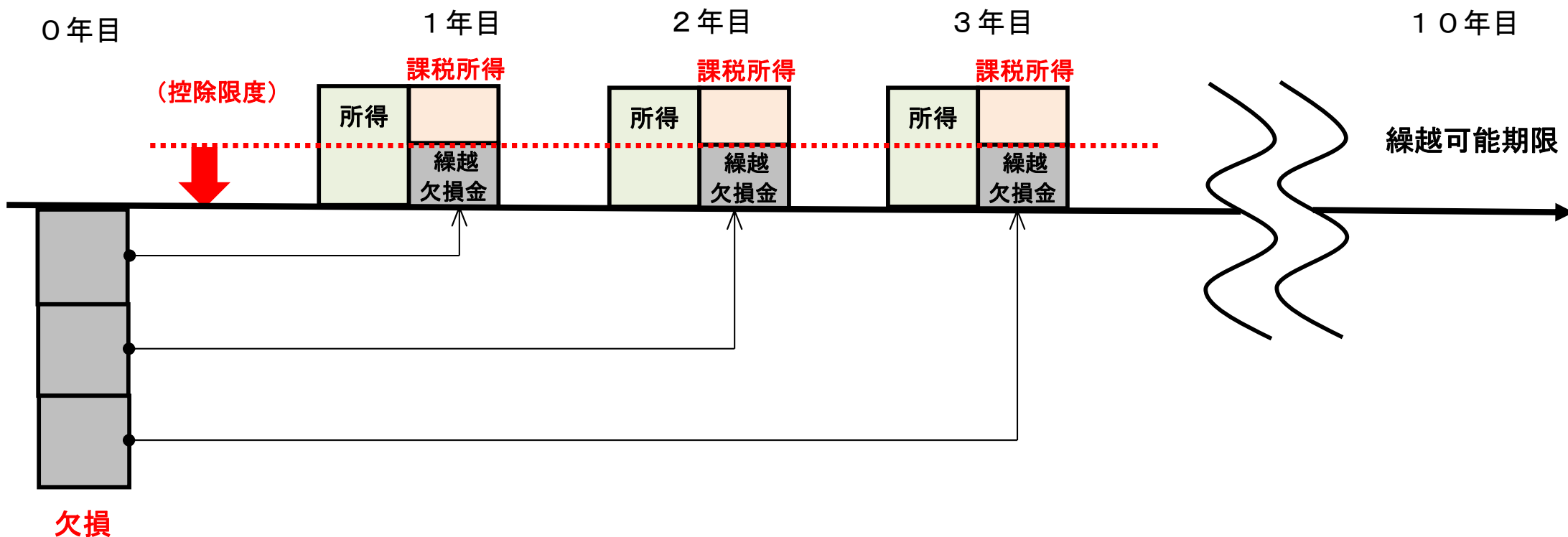
（※1） 合併、分割及び株式交換については、合併法人、分割承継法人又は株式交換完全親法人の100%親法人の株式のみの交付を含む。

（※2） 会社法の株式交付により株式交付親会社の株式等の交付を受けた場合についても、旧株の譲渡損益課税を繰り延べる。

ただし、その株式の交付に合わせて金銭等の交付を受けた場合は、その金銭等が対価として交付を受けた資産の価額の20%以下である場合に限るものとし、株式交付親会社の株式に対応する部分のみ譲渡損益課税を繰り延べる。（租税特別措置法）

欠損金繰越控除制度の概要

- 欠損金の繰越控除は、各事業年度の法人税負担の平準化を図るための制度であり、事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度に生じた欠損金額については、当期の所得金額の50%を限度に損金算入できるとしている。なお、中小法人等については、「所得の全額」まで損金算入できる。
- また、大法人についても、再建計画への影響や設立間もない法人の財務基盤の健全化・安定化に配慮し、再建中の法人や新設法人については、一定期間、「所得の全額」まで損金算入できる。



受取配当等の益金不算入制度

- 法人の受取配当等については、支払法人の段階で既に法人税が課税されているため、配当に対する支払段階の法人税と受取段階の法人税との税負担を受取法人の段階で調整する仕組みとして、配当を受け取る法人の段階において、その全部又は一部を益金不算入としている（「持ち株比率の低い株式」については、我が国でも諸外国でも、下記のような考え方で税負担の調整を行っている。）。
- 「支配目的の株式（＝持株比率が高い株式）」への投資については、経営形態の選択や企業グループの構成に税制が影響を及ぼすことのないように100%益金不算入としつつ、「支配目的が乏しい株式等（＝持株比率が低い株式等）」への投資は、他の投資機会（例えば、債券投資）との選択を歪めないように、持株比率5%以下の場合には20%益金不算入（ETF以外の株式投資信託は全額益金算入）としている。

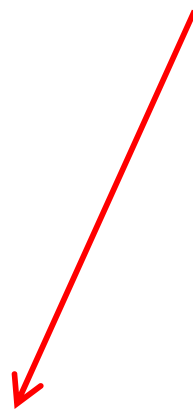
<配当を支払う法人>

収益 (益金)	費用 (損金)	
	利益 (所得)	法人税
		留保
	配当	



<配当を受け取る法人>

収益 (益金)
受取配当



持株比率に応じて、全部又は一部が
益金不算入(非課税)

持株比率	益金不算入割合
5%以下	20%
1/3以下	50%
1/3超	100%